

平成26年度
自動車局税制改正要望結果

平成25年12月
国土交通省自動車局

平成26年度 自動車局税制改正要望結果

1. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

○車体課税の見直し（自動車取得税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税）

- ① 自動車取得税については、消費税 8%段階で税率の引下げ（自家用自動車：5%→3%、営業用自動車・軽自動車：3%→2%）、エコカー減税の拡充（50%軽減→60%軽減、75%軽減→80%軽減）を行うとともに、消費税 10%段階で廃止。
- ② 自動車税については、消費税 8%段階でグリーン化特例の 2 年延長・拡充（概ね 75%軽減の新設等）、経年車の重課割合の引上げ（車齢 11 年超のディーゼル車、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車：概ね 10%重課→概ね 15%重課。ただし、バス・トラックについては、現行のまま据え置き）を行うとともに、消費税 10%段階で省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じた環境性能課税を実施。
- ③ 軽自動車税については、平成 27 年度以降に新規取得する新車に係る税率の引上げ（四輪・自家用乗用車：7,200 円→10,800 円 等）を行うとともに、平成 28 年度から経年車重課（車齢 13 年超の軽自動車：概ね 20%重課）を実施。
- ④ 自動車重量税については、消費税 8%段階でエコカー減税の拡充（免税対象車の 2 回目車検時：50%軽減→免税）、経年車に対する課税の引上げ（車齢 13 年超の自家用乗用車：5,000 円→5,400 円（平成 26 年度から）→5,700 円（平成 28 年度から） 等）を行うとともに、平成 27 年度税制改正においてエコカー減税制度の基本構造を恒久化。また、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。

2. 成長戦略の推進

○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック（車両総重量 3.5t 以上）、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を 3 年間延長する。また、中小企業の生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除割合の上乗せ等の拡充を行う。

3. 安全・安心の確保と地域活性化

○都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長（自動車取得税）

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を 2 年間延長する。

4. その他

○公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

廃液処理施設等の整備及び維持を一層促進し、地球環境の保護、公害の防止を図るため、廃油処理装置（油水分離装置等）を設置した事業者への特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年間延長する。

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

- ① 大臣配分資産又は知事配分資産^(※) 3 分の 1
- ② その他の資産 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

※地方税法第 389 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定する、二以上の市長村（都道府県）にわたって所在する固定資産等

○被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長（自動車重量税）

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（被災自動車等）について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限を 2 年間延長する。

○被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る特例措置の延長（自動車取得税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税）

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（被災自動車等）の代替自動車等の取得に係る自動車関係諸税の特例措置の適用期限を 2 年間延長する。

車体課税の見直し（自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税）

車体課税については、以下のとおり、自動車取得税の税率引下げ、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の拡充、自動車税のグリーン化特例の延長・拡充、軽自動車税の見直し等を行う。

地方税

自動車取得税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <税率の引下げ>(H26.4~)

車種区分	税率	税率
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

<エコカー減税の拡充>(H26.4~H27.3)
 【乗用車等の例】

対象車	内容	内容
電気自動車 等	非課税	非課税
H27年度燃費基準+20%達成		
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%	▲80%
H27年度燃費基準達成	▲50%	▲60%

○消費税10%時
 <自動車取得税の廃止>

自動車税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <グリーン化特例の延長・拡充>(H26.4~H28.3)

対象車	内容	対象車	内容
電気自動車 等	概ね ▲50%	電気自動車 等	概ね ▲75%
H27年度燃費基準+20%達成		H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	
H27年度燃費基準+10%達成	概ね ▲50%	H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準未達成)	概ね ▲50%
H27年度燃費基準+10%達成		H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	概ね ▲25%	H27年度燃費基準達成	廃止

※ 車齢11年超のディーゼル車や車齢13年超のガソリン車・LPG車(電気自動車等、一般乗合用バス、被けん引車を除く)については、重課割合を引上げ(概ね10%→概ね15%)。
 ※ バス(一般乗合用を除く)、トラック(被けん引車を除く)については、現行の重課割合(概ね10%)のまま据え置き。

○消費税10%時

<環境性能課税(環境性能割)の実施>

- ・自動車の取得時の課税として、課税標準は取得価額を基本に、控除及び免除のあり方等について検討。
- ・省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動。
- ・グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車を対象を重点化。

軽自動車税

○H27年度以降
 <税率の引上げ>(H27.4~)
 【四輪車の例】

車種区分	税率	税率
乗用	自家用 7,200円	10,800円
	営業用 5,500円	6,900円
貨物用	自家用 4,000円	5,000円
	営業用 3,000円	3,800円

※ 平成27年度以降に新規取得する新車のみ。

○H28年度以降
 <経年車重課の実施>(H28.4~)
 【四輪車の例】

車種区分	車齢13年超	
乗用	自家用	概ね20%重課 12,900円
	営業用	8,200円
貨物用	自家用	6,000円
	営業用	4,500円

※ 既存車・新規車を問わない。

自動車重量税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <エコカー減税の拡充>(H26.4~H27.4) 【乗用車等の例】

対象車	初回車検	2回目車検	2回目車検
電気自動車 等	免税	▲50%	免税
H27年度燃費基準+20%達成			
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%		
H27年度燃費基準達成	▲50%		

<経年車に対する課税の引上げ>(H26.4~)

車種区分	~13年	13年超	18年超
自家用乗用車(0.5t・年当たり)	4,100円	5,000円	6,300円
自家用バス・トラック(2.5t超)(1t・年当たり)		→5,400円(H26.4~) →5,700円(H28.4~)	

※ 営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

<エコカー減税制度の恒久化等>

- ・H27年度税制改正において、エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- ・道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。

国税

中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を3年間延長する。また、中小企業の生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除割合の上乗せ等の拡充を行う。

施策の背景

長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

・トラックの平均使用年数

〈 11.2年(平成15年) → 11.9年(平成19年) → 12.8年(平成24年) 〉

・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)

〈 51%(平成15年) → 66%(平成19年) → 74%(平成24年) 〉

中小企業の設備投資を促進するための特例措置が必要

具体的施策

税制改正要望の結果

〔特例内容〕

所得税、法人税:特別償却30%又は税額控除7%

(中小企業の生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除(税額控除利用可能な法人の拡大(資本金3,000万円→1億円)、控除割合の上乗せ(資本金3,000万円以下の法人7%→10%)の拡充)

〔対象設備〕

トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア

〔適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長〕

政策の目標

トラック車両、内航貨物船、その他機械装置等の購入・代替の促進



- ・ トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・ 老朽船の代替建造を通じ内航貨物輸送の効率化、環境負荷低減等に寄与
- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

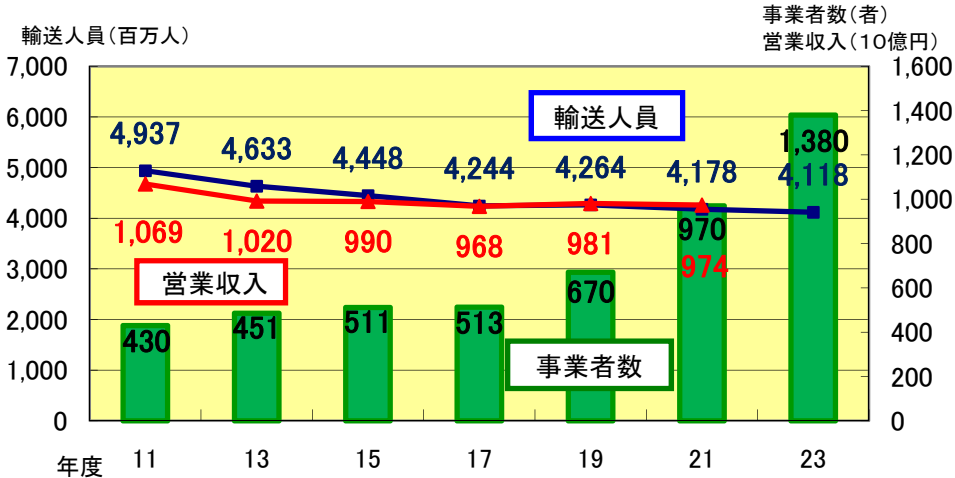
都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

施策の背景

- 人口減少、少子高齢化、マイカーの普及等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の悪化や燃料の高騰等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命及び社会的責任を果たすとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図るためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

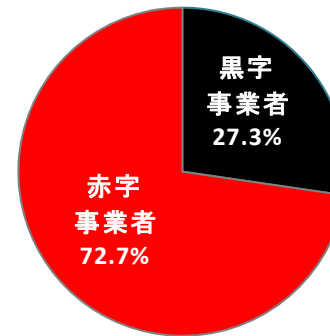
乗合バス事業の現状

輸送人員及び営業収入は引き続き長期的に減少傾向にある。



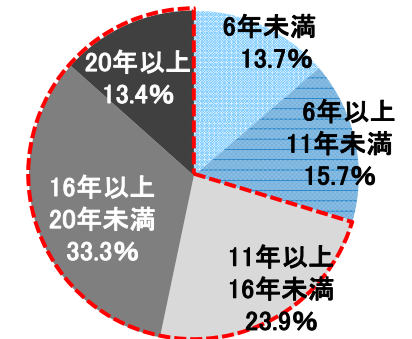
乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の 3/4 が赤字事業者となっている。



乗合バス車両の車齢

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強**が11年を超える車両となっている。



※過去7年間に運賃改定を実施した27事業者5,683両の集計

施策の目標

地方バス路線の維持率 97.7% (平成24年度) ➡ 100% (平成25年度)

要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線(住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの)の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を2年間延長する。

公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

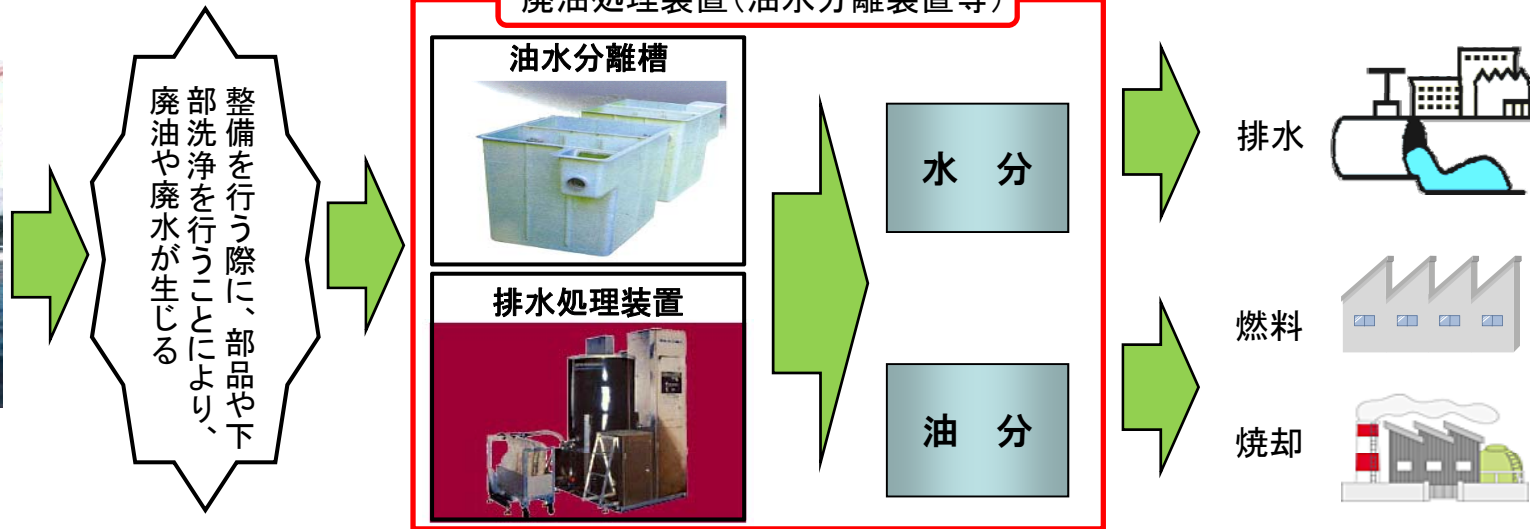
施策の背景

- 自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるが、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、公共用水域の汚濁を防止するため、廃油処理装置を設置する等の手段を講じて公害防止を図る必要がある。
- 水質汚濁防止法及び地方自治体の条例に従い、排出される廃油等の処理を適切に行うために必要となる廃油処理装置の設置により、大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる事業者には新たな負担が生じることとなるため、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進し、地球環境の保護、公害の防止を図るための税制上の優遇措置が必要である。

自動車分解整備工場



自動車の運行の安全に重要な部位(原動機、制動装置等)を取り外して整備(分解整備)を行う。



施策の目標

公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図る。

要望の結果

廃油処理装置を設置した事業者への固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年間延長する。
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

- ① 大臣配分資産又は知事配分資産※ 3分の1
- ② その他の資産 3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

※地方税法第389条第1項の規定に基づき総務大臣が指定する、二以上の市長村(都道府県)にわたって所在する固定資産等

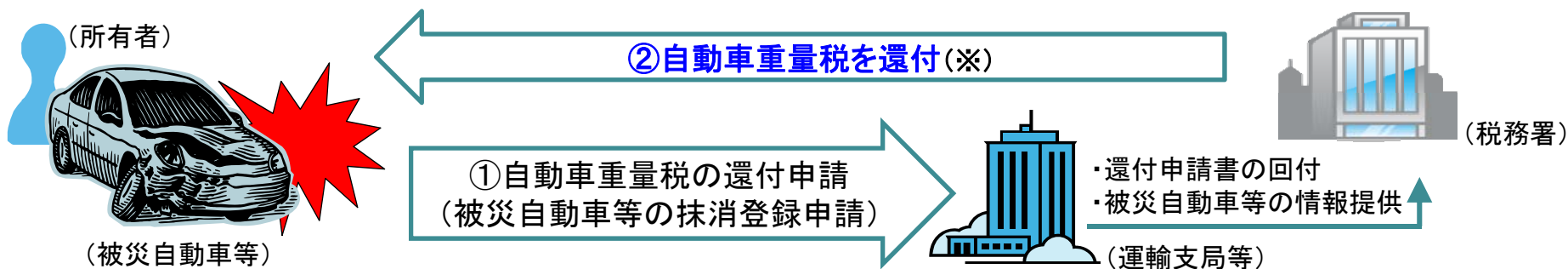
被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長 (自動車重量税)

施策の背景

- 東日本大震災による津波被害等により、滅失、使用不能となった自動車等(被災自動車等)が多数発生
- これらの被災自動車等は、自動車リサイクル制度に基づく解体ができず、廃車還付制度の適用を受けることができないケースも多いことを踏まえ、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置を創設
- 現在、被災自動車等については、
 - ①被災3県(福島県の警戒区域内を除く)で、未だ所有者の確認が取れていない被災自動車等が多数あること
 - ②福島県の警戒区域内における被災自動車等の残存が見込まれることなどから、本特例措置により、引き続き、被災自動車等の所有者に対する支援が必要

要望の結果

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等(被災自動車等)について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限を2年間延長する。



$$\text{※還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る特例措置の延長 (自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税)

施策の背景

○被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等は、平成25年度以降も一定数取得されているため、本特例措置により、引き続き、被災自動車等の所有者に対する支援が必要

要望の結果

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等(被災自動車等)の代替自動車等の取得に係る自動車関係諸税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

税目	自動車重量税 (国税)	自動車取得税 (地方税)	自動車税 (地方税)	及び	軽自動車税 (地方税)
要件	平成28年4月30日までの間の最初の車検時	平成28年3月31日までの間に取得	平成25年度に取得	平成26年度に取得	平成27年度に取得
措置内容	免税	非課税	平成25年度分 +同26年度分	平成26年度分 +同27年度分	平成27年度分 +同28年度分
			非課税		